

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の一部改正について

平成 25 年 2 月 27 日
特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）は、新公益法人制度に対応するため、平成 25 年 1 月 4 日付けで、一般社団法人へ移行し、投資信託協会の名称は、「一般社団法人投資信託協会」となったところである。

当センターは、投資信託協会から、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 5 条第 1 項の規定に基づき、紛争等解決業務の委託を受けているところであるが、投資信託協会の名称変更に伴い、同業務規程の一部を改正する必要がある。

あわせて、大阪事務所の管轄地域の見直し等、業務実態に即した規定の整備を行う。

2. 改正の内容

- (1) 業務規程中、社団法人投資信託協会の名称を一般社団法人投資信託協会に改める。
- (2) 一般社団法人金融先物取引業協会の定款改正に伴い、業務規程第 2 条第 1 項第 16 号において引用している同協会の定款条文の条ずれを改める。
- (3) 大阪事務所の管轄区域について、現行の大阪地区（2 府 4 県）のほか細則に定める地区（中国地区及び北陸地区）を加えるとともに（業務規程第 56 条第 2 項第 2 号及び細則第 11 条関係）、当事者から提出を受ける書面の部数の見直し（業務規程第 26 条第 1 項及び第 35 条第 1 項関係）、あっせん申立て時における苦情処理前置の明確化（業務規程第 26 条第 7 項）、あっせん期日への本人の出席の明確化（業務規程第 36 条第 2 項関係）等、所要の整備を行う。

3. 施行日等

この改正は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

以 上